

官報 号外

平成十四年十一月十四日

○第百五十五回 衆議院會議録 第十号

平成十四年十一月十四日(木曜日)

議事日程 第八号

平成十四年十一月十四日

午後一時開議

- 第一 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(第百五十四回国会、佐藤謙一郎君外四名提出)
 - 第二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(第百五十四回国会、古賀誠君外九名提出)
 - 第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 第六 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
 - 第七 知的財産基本法案(内閣提出)
- 本日の会議に付した案件
議員請暇の件
国家公務員倫理審査委員会委員任命につき同意を求めの件

平成十四年十一月十四日 衆議院會議録第十号

情報公開審査委員会任命につき同意を求めの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めの件

中央労働委員会委員任命につき同意を求めの件

日程第一 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(第百五十四回国会、佐藤謙一郎君外四名提出)

日程第二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(第百五十四回国会、古賀誠君外九名提出)

日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第七 知的財産基本法案(内閣提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

議員請暇の件
国家公務員倫理審査委員会委員任命につき同意を求めの件等四件
有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案外一案

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(綿貫民輔君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

谷本龍哉君から、十一月十七日から二十六日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

国家公務員倫理審査委員会委員任命につき同意を求めの件

情報公開審査委員会委員任命につき同意を求めの件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めの件

中央労働委員会委員任命につき同意を求めの件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

内閣から、
国家公務員倫理審査委員会委員
情報公開審査委員会委員
国家公安委員会委員

及び
中央労働委員会委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、
ます、

国家公務員倫理審査委員会に得本輝人君を、

情報公開審査委員会に松井茂記君を、

中央労働委員会委員に山口浩一郎君、佐藤英善君、今野浩一郎君、椎谷正君、落合誠一君、渡辺章君、上村直子君、荒井史男君、山川隆一君、諏訪康雄君、曾田多賀君、岡部喜代子君、林紀子君及び横溝正子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、
国家公安委員会委員に大森政輔君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

次に、
中央労働委員会委員に若林之矩君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(第百五十四回国会、佐藤謙一郎君外四名提出)

日程第二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案(第百五十四回国会、古賀誠君外九名提出)

議事日程 第八号
平成十四年十一月十四日

衆議院會議録第十号

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、佐藤謙一郎君外四名提出、有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案、日程第二、古賀誠君外九名提出、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。農林水産委員長小平忠正君。

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案及び同報告書

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(小平忠正君登壇)

○小平忠正君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、主務大臣が海域の環境の改善、水産資源の回復等に関する基本方針を定めるとともに、関係県が県計画を定めるものとし、その実施を促進するため特別の措置を講じようとする等のものであります。

次に、佐藤謙一郎君外四名提出の有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、環境省に有明海・八代海再生調査委員会を設置し、海域の総合的な調査を行わせるとともに、諫早湾干拓事業の施行を停止し、あわせて緊急の措置を定めようとする等のものであります。

両法律案は、第百五十四回国会に提出され、七

月十八日本委員会において提出者からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、継続審査となっていたものであります。

今国会におきましては、十一月十二日提案理由の説明の聴取を省略した後、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案について、自由民主党、公明党及び自由党から、海域の総合的な調査、汚濁負荷量の総量の削減に資する措置、有明海・八代海総合調査評価委員会の設置等と内容とする修正案が提出されました。

次いで、両法律案について内閣の意見を聴取し、討論の後、採決を行い、まず、佐藤謙一郎君外四名提出の有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、古賀誠君外九名提出の有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案は賛成多数をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本委員会は、有明海及び八代海の再生に関する問題につきまして、十一月六日に現地視察を、また、七日に参考人から意見を聴取するとともに、十二日には政府に対する質疑を行ったことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第一、佐藤謙一郎君外四名提出、有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第二、古賀誠君外九名提出、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第四、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員会理事佐藤剛男君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤剛男君登壇)

○佐藤剛男君 たいだいま議題となりました両法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、人事院勧告に基づく一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定するもので、その内容は、次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の減額に準じ、その他の裁判官の報酬並びに検察官の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれこれを減額すること、

第二に、これらの給与の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日、ただし公布の日が月の初日であるときは、その日から施行することとしております。

両案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月十二日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十三日質疑を行い、これを終局し、討論、採決を行った結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、公職選挙法の一部を改正する法律案、日程第六、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長高橋一郎君。

公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高橋一郎君登壇〕

○高橋一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするものであります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成十五年三月から五月までの間に満了することとなりますので、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであります。

両法律案は、去る十一月七日本委員会に付託され、昨十三日片山総務大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。公職選挙法の一部を改正する法律案は、討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 知的財産基本法案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第七、知的財産基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長村田吉隆君。

知的財産基本法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔村田吉隆君登壇〕

○村田吉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進するための措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一月一日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。同月六日平沼経済産業大臣から提案理由の説明

を聴取し、同月八日より質疑を行いました。同月十二日には参考人から意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、同月十三日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○下村博文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審査を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(補實民輔君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大野功統君。

○大野功統君 たいだいま議題となりました両法律案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案であります。

〔大野功統君登壇〕

我々は、現下の厳しい経済情勢、そして財政状況にかんがみ、既に本年四月一日から、国会議員歳費月額の一割を削減する措置をみずから講じてきています。

今般、特別職給与法の改正がありました。ここに提出いたします法律案は、現在実施しております議員歳費月額の一割削減措置を現状のまま明年三月三十一日まで引き続き行うための措置をとるとともに、関係規定の整理を行うとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案であります。本案は、国会議員の秘書の給料月額及び期末・勤勉手当等を政府職員に準じて改定するため、関係規定の整理を行うとするものであります。

○議長(補實民輔君) 本日、これにて散会いたします。午後一時二十六分散会

○議長(補實民輔君) これより採決に入ります。まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(補實民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(補實民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(補實民輔君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(補實民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

○議長(補實民輔君) 本日、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

出席國務大臣

- 総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山眞弓君
厚生労働大臣 坂口 力君
農林水産大臣 大島 理森君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
國務大臣 谷垣 禎一君
國務大臣 福田 康夫君

議長の報告

○議長(補實民輔君) 一、昨十三日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 一三二二 実川 幸夫君
一三二三 横内 正明君
一三二四 松下 忠洋君
二九一 熊代 昭彦君
二九二 金田 英行君
二九三 田野瀬良太郎君
三三三 柳本 卓治君
四四八 宮本 一三君
四五九 佐藤 剛男君

常任委員辞任及び補欠選任

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

- 辞任 上川 陽子君 補欠 福井 照君
吉野 正芳君 補欠 山本 明彦君
伊藤 忠治君 補欠 藤村 修君
島 聡君 補欠 伴野 豊君
武正 公一君 補欠 長妻 昭君

- 補欠 福井 照君
山本 明彦君
藤村 修君
伴野 豊君
長妻 昭君

法務委員

- 下村 博文君
中川 昭一君
保利 耕輔君
柳本 卓治君
横内 正明君
吉野 正芳君
不破 哲三君
砂田 圭佑君
西川 京子君
馳 浩君
松浪 健太君
山口 泰明君
西川 京子君

- 福井 照君
山本 明彦君
長妻 昭君
伴野 豊君
藤村 修君
伊藤 忠治君
上川 陽子君
吉野 正芳君
武正 公一君
島 聡君

- 砂田 圭佑君
吉田 幸弘君
馳 浩君
松浪 健太君
山口 泰明君
西川 京子君
中林よし子君
下村 博文君
吉野 正芳君
保利 耕輔君
柳本 卓治君
横内 正明君
中川 昭一君
不破 哲三君

- 小泉 俊明君
小池百合子君
中津川博郷君
松浪健四郎君
小池 俊明君
小池百合子君

- 青山 丘君
宮本 一三君
堀込 征雄君
松本 善明君
阪上 善秀君

- 補欠 阪上 善秀君
宮腰 光寛君
土肥 隆一君
小沢 和秋君
青山 丘君

- 補欠 中津川博郷君
松浪健四郎君
小池 俊明君
小池百合子君

- 補欠 中津川博郷君
松浪健四郎君
小池 俊明君
小池百合子君

- 補欠 中津川博郷君
松浪健四郎君
小池 俊明君
小池百合子君

平成十四年十一月十四日 衆議院會議録第十号 議長の報告

宮腰 光寛君
土肥 隆一君
小沢 和秋君
宮本 一三君
堀込 征雄君
松本 善明君

経済産業委員
佐藤 剛男君
金子 恭之君
補欠
金子 恭之君
佐藤 剛男君

国土交通委員
中本 太衛君
今田 保典君
佐藤謙一郎君
津川 祥吾君
大橋 基夫君
細野 豪志君
松崎 公昭君
荒巻 隆三君
鍵田 節哉君
今野 東君
中村 哲治君
大森 猛君

補欠
荒巻 隆三君
松崎 公昭君
今野 東君
細野 豪志君
大森 猛君
中村 哲治君
鍵田 節哉君
中本 太衛君
今田 保典君
佐藤謙一郎君
津川 祥吾君
大橋 基夫君

議院運営委員
金子善次郎君
山谷えり子君
補欠
山谷えり子君
金子善次郎君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任
嘉数 知賢君
金子 恭之君
谷本 龍哉君
大島 章宏君
山花 郁夫君
補欠
馳 浩君
梶山 弘志君
山本 明彦君
大島 敦君
島 聡君

山本 明彦君
大島 敦君
梶山 弘志君
高木 毅君
馳 浩君
島 聡君
中村 哲治君
高木 毅君
中村 哲治君
高木 毅君
金子 恭之君
谷本 龍哉君
嘉数 知賢君
山花 郁夫君
大島 章宏君

法務委員
中川 昭一君
平沢 勝栄君
保利 耕輔君
柳本 卓治君
横内 正明君
藤井 裕久君
不破 哲三君
植田 至紀君
林 省之介君
増原 義剛君
松下 忠洋君
山本 明彦君
渡辺 博道君
山本 明彦君
原 陽子君
中林よし子君
原 陽子君

補欠
林 省之介君
渡辺 博道君
山本 明彦君
増原 義剛君
松下 忠洋君
藤井 裕久君
中林よし子君
原 陽子君
中川 昭一君
柳本 卓治君
横内 正明君
保利 耕輔君
不破 哲三君
植田 至紀君

外務委員
中本 太衛君
東門美津子君
小西 理君
保坂 展人君
補欠
小西 理君
保坂 展人君
東門美津子君

財務金融委員
生方 幸夫君
補欠
原口一博君

小池百合子君
原口一博君
松浪健四郎君
松浪健四郎君
生方 幸夫君
小池百合子君

厚生労働委員
後藤田正純君
西川 京子君
岩倉 博文君
倉田 雅年君
補欠
倉田 雅年君
岩倉 博文君
西川 京子君
後藤田正純君

農林水産委員
高橋 嘉信君
補欠
藤井 裕久君

経済産業委員
増原 義剛君
生方 幸夫君
小沢 鋭仁君
松原 仁君
漆原 良夫君
工藤堅太郎君
大森 猛君
大出 彰君
斉藤 鉄夫君
林 省之介君
桑原 豊君
中津川博郷君
山花 郁夫君
山田 正彦君
小沢 和秋君
大森 猛君

補欠
林 省之介君
桑原 豊君
山花 郁夫君
大出 彰君
斉藤 鉄夫君
山田 正彦君
小沢 和秋君
中津川博郷君
漆原 良夫君
増原 義剛君
生方 幸夫君
松原 仁君
小沢 鋭仁君
工藤堅太郎君
大森 猛君

補欠
小西 理君
武正 公一君

今田 保典君
保坂 展人君
二階 俊博君
小西 理君
齋藤 淳君
武正 公一君
日森 文尋君
松浪健四郎君
今田 保典君
大谷 信盛君
保坂 展人君
二階 俊博君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
特殊法人等改革に関する特別委員
辞任
佐藤謙一郎君
鮫島 宗明君
首藤 信彦君
田中 慶秋君
山井 和則君
都築 讓君
瀬古由起子君
菅野 哲雄君
日森 文尋君
上田 清司君
大石 尚子君
中川 智子君
菅野 哲雄君
補欠
三井 辨雄君
松崎 公昭君
中川 正春君
大石 尚子君
上田 清司君
黄川田 徹君
小沢 和秋君
中川 智子君
阿部 知子君
日森 文尋君
菅野 哲雄君

補欠
三井 辨雄君
松崎 公昭君
中川 正春君
大石 尚子君
上田 清司君
黄川田 徹君
小沢 和秋君
中川 智子君
阿部 知子君
日森 文尋君
菅野 哲雄君

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任	補欠
下村 博文君	小此木八郎君
柳本 卓治君	吉田 幸弘君
佐々木秀典君	横崎 欣弥君
山花 郁夫君	山村 健君
吉井 英勝君	藤木 洋子君
保坂 展人君	今川 正美君
小池百合子君	松浪健四郎君
小此木八郎君	下村 博文君
吉田 幸弘君	柳本 卓治君
横崎 欣弥君	佐々木秀典君
山村 健君	山花 郁夫君
藤木 洋子君	吉井 英勝君
今川 正美君	保坂 展人君
松浪健四郎君	小池百合子君
補欠	
金子 恭之君	松島みどり君
谷本 龍哉君	吉野 正芳君
西川 京子君	森岡 正宏君
岩國 哲人君	長妻 昭君
佐藤謙一郎君	松崎 公昭君
鮫島 宗明君	家西 悟君
都築 讓君	樋高 剛君
瀬古由起子君	矢島 恒夫君
菅野 哲雄君	重野 安正君
日森 文尋君	北川れん子君
松島みどり君	梶山 弘志君
森岡 正宏君	山本 明彦君

吉野 正芳君 荒巻 隆三君
長妻 昭君 山内 功君
矢島 恒夫君 藤木 洋子君
梶山 弘志君 平井 卓也君
荒巻 隆三君 谷本 龍哉君
平井 卓也君 金子 恭之君
山本 明彦君 西川 京子君
家西 悟君 鮫島 宗明君
松崎 公昭君 佐藤謙一郎君
山内 功君 岩國 哲人君
樋高 剛君 都築 讓君
藤木 洋子君 瀬古由起子君
北川れん子君 日森 文尋君
重野 安正君 菅野 哲雄君

(議案受領)
一、昨十三日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。
社会保険労務士法の一部を改正する法律案
(議案付託)
一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
会社更生法案(内閣提出第五七号)
会社更生法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第五八号)
以上二件 法務委員会 付託
電気事業法及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
独立行政法人原子力安全基盤機構法案(内閣提出第七一号)
以上二件 経済産業委員会 付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院第四三三号)(参議院送付)
厚生労働委員会 付託
(議案送付)
一、去る十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
学校教育法の一部を改正する法律案
古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)
母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、本院継続審査)
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
M R ワクチン接種による被害発生の原因究明に関する質問主意書(阿部知子君提出)
(答弁書受領)
一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員長妻昭君提出政府保証に関する質問に対する答弁書
平成十四年十月三十日提出
質問 第五号
政府保証に関する質問主意書
提出者 長妻 昭
政府保証に関する質問主意書
政府保証についている民間から特殊法人に対する融資(当融資と呼ぶ)に関してお尋ねする。

一 特殊法人(ことに現在の当融資残高総額と、当融資元の民間法人名(当融資残高)を)をお示し願いたい。
二 当融資をしている民間法人のうち、特殊法人への当融資を合計して、融資残高の多い順に十の民間法人の名称とそれぞれ特殊法人への融資残高総額をお示し願いたい。
三 国は当融資を全額保証しているのか。
保証していないとすれば、融資返済不能になった場合は、どのような措置が講じられるのか。
右質問する。
内閣衆質一五五第五号
平成十四年十一月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 綿貫 民輔殿
衆議院議員長妻昭君提出政府保証に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員長妻昭君提出政府保証に関する質問に対する答弁書
一 について
平成十三年度末において政府保証が付いている民間法人からの融資を受けている特殊法人について、お尋ねの融資残高総額と民間法人名は、別表第一のとおりである。
二 について
お尋ねの民間法人の名称と融資残高総額は、別表第二のとおりである。
三 について
お尋ねの融資に係る債務については、政府が全額を保証している。

別表第一

特 殊 法 人 名	融 資 元 の 民 間 法 人 名	平成13年度末の政府保証が付 いている民間法人からの融資 残高 (千円)
石油公団	株式会社日本興業銀行	246, 113, 964
	農林中央金庫	210, 111, 135
	信金中央金庫	204, 843, 135
	株式会社新生銀行	181, 458, 210
	株式会社東京三菱銀行	173, 887, 025
	住友信託銀行株式会社	69, 817, 210
	三菱信託銀行株式会社	67, 856, 100
	株式会社三井住友銀行	54, 369, 000
	中央三井信託銀行株式会社	52, 100, 000
	株式会社第一勧業銀行	40, 755, 100
	株式会社U F J 銀行	38, 712, 000
	全国共済農業協同組合連合会	25, 797, 350
	日本生命保険相互会社	24, 444, 000
	株式会社富士銀行	23, 359, 000
	第一生命保険相互会社	18, 326, 000
	U F J 信託銀行株式会社	16, 294, 000
	住友生命保険相互会社	14, 799, 000
	明治生命保険相互会社	10, 511, 000
	株式会社あさひ銀行	9, 857, 000
	朝日生命保険相互会社	7, 515, 000
	安田生命保険相互会社	7, 091, 000
	太陽生命保険相互会社	4, 413, 000
	株式会社横浜銀行	4, 057, 535
	株式会社千葉銀行	3, 427, 535
	株式会社山口銀行	3, 288, 000
	株式会社静岡銀行	3, 129, 000
	大同生命保険相互会社	2, 698, 000
	東京海上火災保険株式会社	2, 677, 300
	富国生命保険相互会社	2, 083, 000
	株式会社秋田銀行	1, 909, 535
株式会社岩手銀行	1, 909, 535	
株式会社鹿児島銀行	1, 909, 535	
日動火災海上保険株式会社	1, 856, 600	
株式会社福岡銀行	1, 616, 000	
株式会社東北銀行	894, 000	

官 報 (号 外)

	三井住友海上火災保険株式会社	846,600
	富士火災海上保険株式会社	681,200
	マスマチュアル生命保険株式会社	611,000
	安田火災海上保険株式会社	540,600
	あいおい損害保険株式会社	535,700
	共栄火災海上保険相互会社	467,200
	トーア再保険株式会社	429,400
	日本興亜損害保険株式会社	406,100
	日産火災海上保険株式会社	196,900
	ニッセイ同和損害保険株式会社	138,000
	日新火災海上保険株式会社	83,400
	大成火災海上保険株式会社	54,600
	朝日火災海上保険株式会社	16,800
	太陽火災海上保険株式会社	12,200
	大同火災海上保険株式会社	4,400
	民間法人からの融資残高総額	1,538,908,904
都市基盤整備公団	株式会社日本興業銀行	1,314,000
	信金中央金庫	1,171,000
	株式会社新生銀行	411,000
	民間法人からの融資残高総額	2,896,000
金属鉱業事業団	株式会社三井住友銀行	49,085
	株式会社日本興業銀行	37,269
	株式会社東京三菱銀行	34,239
	中央三井信託銀行株式会社	27,270
	株式会社第一勧業銀行	24,240
	三菱信託銀行株式会社	21,210
	株式会社U F J 銀行	21,210
	株式会社新生銀行	18,180
	住友信託銀行株式会社	18,180
	株式会社あさひ銀行	9,697
	株式会社あおぞら銀行	9,090
	株式会社富士銀行	9,090
	安田信託銀行株式会社	9,090
	U F J 信託銀行株式会社	9,090
	株式会社大和銀行	3,030
	信金中央金庫	3,030
	民間法人からの融資残高総額	303,000

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号 議長の報告

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号 議長の報告

運輸施設整備事業団	株式会社富士銀行	4,750,000
	株式会社三井住友銀行	4,500,000
	株式会社日本興業銀行	3,695,000
	株式会社第一勧業銀行	3,320,000
	株式会社新生銀行	2,795,000
	株式会社東京三菱銀行	2,500,000
	株式会社UFJ銀行	2,500,000
	住友信託銀行株式会社	2,170,000
	中央三井信託銀行株式会社	1,650,000
	株式会社大和銀行	1,120,000
	民間法人からの融資残高総額	29,000,000
環境事業団	株式会社第一勧業銀行	100,000
	株式会社東京三菱銀行	100,000
	民間法人からの融資残高総額	200,000
核燃料サイクル開発機構	株式会社三井住友銀行	6,319,230
	株式会社UFJ銀行	5,674,420
	株式会社日本興業銀行	4,320,330
	株式会社新生銀行	3,610,980
	株式会社東京三菱銀行	3,095,130
	株式会社第一勧業銀行	2,837,210
	株式会社富士銀行	2,837,210
	株式会社あさひ銀行	1,354,110
	株式会社あおぞら銀行	1,096,190
	株式会社大和銀行	1,096,190
	民間法人からの融資残高総額	32,241,000

別表第二

順位	融資元の民間法人名	平成13年度末の政府保証が付いている民間法人から特殊法人への融資残高総計(千円)
1	株式会社日本興業銀行	255,480,563
2	農林中央金庫	210,111,135
3	信金中央金庫	206,017,165
4	株式会社新生銀行	188,293,370
5	株式会社東京三菱銀行	179,616,394
6	住友信託銀行株式会社	72,005,390
7	三菱信託銀行株式会社	67,877,310
8	株式会社三井住友銀行	65,237,315
9	中央三井信託銀行株式会社	53,777,270
10	株式会社第一勧業銀行	47,036,550

(答弁通知書受領)

一、去る十二日、内閣から、衆議院議員三井辨雄君提出国民の視点にたった良質かつ安全な医療の推進のために国立大学病院薬剤部の組織体制の充実・強化に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十一月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案

案

右の議案を提出する。
平成十四年七月十六日

提出者

- 佐藤謙一郎 筒井 信隆
- 鮫島 宗明 原口 一博
- 榎崎 欣弥
- 賛成者 安住 淳外百十六名

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、有明海・八代海再生調査委員会を設置し、有明海

及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する総合的な調査を行わせるとともに、諫早湾干拓事業の施行を停止し、あわせて当該調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられるまでの間における緊急の措置等を定めることにより、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線
- 二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線
- 三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線
- 四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿兒島県長島大崎に至る直線
- 五 鹿兒島県長島神崎鼻から鶴瀬鼻に至る直線

(委員会の設置)

第三条 環境省に、有明海・八代海再生調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第四条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の二第一項の規定による諫早湾直轄干拓事業(以下「諫早湾干拓事業」という。)と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 二 有明海及び八代海の海域に流入する河川等の水質と当該海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 三 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 四 潮流、潮汐等と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 五 干潟と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 六 土砂の採取と有明海及び八代海の海域の環境との関係に関する調査を行うこと。
- 七 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査を行うこと。
- 八 有明海及び八代海の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査を行うこと。

十 前各号の調査の結果に基づき、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告すること。

(組織)

第五条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とすることができる。人以内は、常勤とすることができる。

(委員長)

第六条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第七条 委員は、環境の保全及び改善又は漁業に關し十分な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、環境大臣が任命する。

2 委員に欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、環境大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する

者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、環境大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第八条 環境大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、環境大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(委員の給与)

第十条 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議及び議事録の公開)

第十一条 委員会の会議及び議事録は、公開するものとする。

(資料提出の要求等)

第十二条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

(報告及び公表)

第十三条 委員会は、第四条第一号から第九号までの調査を終えたときは、環境大臣、農林水産大臣及び関係各大臣に当該調査の結果を報告するとともに、これを公表しなければならない。

2 委員会は、前項に定める場合のほか、毎年一回、環境大臣、農林水産大臣及び関係各大臣に第四条第一号から第九号までの調査の状況を報告するとともに、これを公表しなければならない。

(勧告及び公表)

第十四条 委員会は、第四条第一号から第九号までの調査を終えたときは、その結果に基づき、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告するものとする。

2 委員会は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告することができる。

3 環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣は、前二項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

4 委員会は、第一項又は第二項の規定による勧告をしたときは、当該勧告の内容を公表しなければならない。

(政令への委任)

第十五条 第三条から前条までに規定するもののほか、委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(調査の実施による損失の補償)

第十六条 国は、第四条第一号から第九号までの調査の実施により漁業者等が損失を受けた場合における当該損失を補償するための措置を講ずるものとする。

(諫早湾干拓事業の停止等)

第十七条 農林水産大臣は、この法律の施行後速やかに、諫早湾干拓事業の施行を停止しなければならない。

2 農林水産大臣は、諫早湾干拓事業について第

第十四条第一項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(緊急の措置)

第十八条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進するため、第四条第一号から第九号までの調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられるまでの間における緊急の措置として、次に掲げる事業の実施を推進しなければならない。

一 漁場の保全及び整備(水産動植物の生育環境の回復を含む)に関する事業

二 有明海及び八代海の海域に流入する河川の流域における森林の整備に関する事業

三 排水処理施設の整備に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のための事業で政令で定めるもの

(知識の普及)

第十九条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るため、関係住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

(環境省設置法の一部改正)

第三条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法(平成十四年法律第 号)が効力を失う日までの間、同法の定めるところにより環境省に有明海・八代海再生調査委員会を置く。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第四条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 有明海・八代海再生調査委員会の常勤の委員

第一条第二十八号の次に次の一号を加える。
二十八の二 有明海・八代海再生調査委員会の非常勤の委員

別表第一官職名の欄中「運輸審議会の常勤の委員」を「運輸審議会の常勤の委員
委員」を「有明海・八代海再生調査委員会の常勤の委員」に改める。

理由

有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進し、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、有明海・八代海再生調査委員会を設置し、有明海及び八代海の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する総合的な調査を行わせるとともに、諫早湾干拓事業の施行を停止し、あわせて当該調査の結果に基づき新たな施策が講ぜられるまでの間における緊急の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十億円の見込みである。

有明海及び八代海の再生に関する臨時措置法案(佐藤謙一郎君外四名提出、第五百十四回国会衆法第四〇号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置として、当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 有明海・八代海再生調査委員会

(一) 環境省に、有明海・八代海再生調査委員会(以下「委員会」という。)を置くこととし、その委員は、環境の保全及び改善又は

漁業に關し十分な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、環境大臣が任命するものとする。

(二) 委員会は、諫早湾干拓事業と有明海及び八代海の海域の環境との関係等に関する調査を行うものとする。また、その調査結果に基づき、当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復のために講ずべき施策について、環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣に勧告するものとする。

(三) 環境大臣、農林水産大臣又は関係各大臣は、(二)の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないものとする。

(四) 国は、(二)の調査の実施により漁業者等が損失を受けた場合における当該損失を補償するための措置を講ずるものとする。

2 諫早湾干拓事業の停止等

農林水産大臣は、この法律の施行後速やかに、諫早湾干拓事業の施行を停止しなければならないものとする。また、農林水産大臣は、諫早湾干拓事業について(二)の勧告を受けたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならないものとする。

3 緊急の措置

国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進するため、(二)の調査結果に基づき新たな施策が講ぜら

れるまでの間における緊急の措置として、漁場の保全及び整備に関する事業、当該海域に流入する河川の流域における森林の整備に関する事業、排水処理施設の整備に関する事業等の実施を推進しなければならないものとする。

4 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日、施行の日から起算して三年を経過した日にその効力を失うものとする。

二 議案の否決理由

本案は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復を推進し、有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、臨時の措置を講じようとするものであるが、不適当なものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度約二十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大島農林水産大臣より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成十四年十一月十二日

農林水産委員長 小平 忠正

衆議院議長 綿貫 民輔殿

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年五月二十八日

提出者

古賀 誠	金田 英行
原田 義昭	山本 公一
松岡 利勝	今村 雅弘
宮腰 光寛	冬柴 鐵三
江田 康幸	野田 毅
賛成者	
久間 章生	外五十七名

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民にとつて貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする。

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号

(定義)

第二条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線
- 二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線
- 三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線
- 四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線
- 五 鹿児島県長島神崎鼻から鶴瀬鼻に至る直線

3 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。

4 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により

指定されたものをいう。

(地域の指定)

第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。

2 関係県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、指定地域の変更について準用する。

(基本方針)

第四条 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針
- 二 次条第一項の県計画の策定に関する基本的な事項

3 主務大臣は、基本方針を定めようとするとき

は、あらかじめ、関係県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係県に通知しなければならない。

5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県計画)

第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に実施すべき施策に関する計画(以下「県計画」という。)を定めるものとする。

2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針
- 二 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項
- イ 水質等の保全に関する事項

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案及び同報告書

<p>3 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聴かなければならない。</p> <p>四 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項</p> <p>ホ 漁業関連施設の整備に関する事業</p> <p>ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業</p> <p>ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業</p> <p>ニ 漁場の保全及び整備に関する事業</p> <p>ホ 漁業関連施設の整備に関する事業</p>	<p>ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項</p> <p>ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項</p> <p>ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項</p> <p>ホ 森林の機能の向上に関する事項</p> <p>ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項</p> <p>ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項</p> <p>チ 有害動植物の駆除に関する事項</p> <p>三 前号に掲げる事項に係る次に掲げる事業の実施に関する事項</p> <p>イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業</p>
<p>2 前項の協議を行うための会議(次項において「会議」という)は、主務大臣等又はその指名する職員をもって構成する。</p> <p>(促進協議会)</p> <p>第七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事(以下この条において「主務大臣等」という)は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができる。</p>	<p>4 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>5 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>6 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>7 関係県は、県計画を定めたとときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知しなければならない。</p> <p>8 第三項から前項までの規定は、県計画の変更について準用する。</p> <p>第六条 県計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。</p>
<p>3 前項の式において「財政力指数」とは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。</p> <p>4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に通知するものとする。</p>	<p>3 会議において協議が調った事項については、主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなければならない。</p> <p>4 第二項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。</p> <p>5 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、関係市町村及び学識経験のある者の意見を聴くものとする。</p> <p>(国の補助の割合の特例)</p> <p>第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が国から補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第四条に規定する漁港漁場整備事業(同条第二号に掲げるもの)については、</p> $0.46 - 10 \times \text{該年度の財政力指数} \text{ (財政力指数が } 0.46 \text{ を超えるときは } 0.46)$ $0.75 + 0.25 \times 0.46 - \text{その年度の関係県のうち財政力指数が最低の関係県の財政力指数}$
<p>第十条 第八条の規定により特定事業に係る経費に対して国が通常の補助の割合を超えて補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(地方債についての配慮)</p> <p>第十一条 地方公共団体が県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す</p>	<p>のに限る。)のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るために行う事業で政令で定めるもの(以下「特定事業」という)に係る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、次条に定めるところにより算定するものとする。</p> <p>第九条 特定事業に係る経費に対する国の補助の割合は、関係県ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の補助の割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。第四項において「引上率」という)を乗じて算定するものとする。</p> $1 + 0.1 \times \text{引上率}$ <p>2 前項の式において「調整率」とは、次の式により算定した数値をいう。</p>

限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十二条 国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業その他の事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(下水道の整備等)

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域において、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備その他有明海及び八代海の海域の水質の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法

(昭和四十五年法律第百二十八号)第十四条の七第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域等において、漂流物の除去その他広域的な海域の環境の保全及び改善のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(河川の流況の調整)

第十五条 河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条において準用する場合を含む。))に規定する河川管理者をいう。及び同法第四十四条第一項に規定するダムを設置する者は、有明海及び八代海の海域の環

境の保全及び改善を図るため、ダムの貯留水を利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内において、河川の流況の調整に努めなければならない。

(森林の保全及び整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

(水産動物の種苗の放流等)

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究の体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに、総合的な調査研究の体制の整備、調査の実施及びその結果の公表、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置を講ずるものとする。

(酸処理剤の適正な使用等)

第十九条 有明海又は八代海の海域において水産動植物の養殖の事業を営む者は、のりの品質の向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適

正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(自然災害の発生の防止)

第二十条 国及び地方公共団体は、自然災害の発生を防止するため、指定地域における河川、海岸、港湾、漁港、森林等の整備を推進するよう努めなければならない。

(赤潮等による漁業被害等に係る支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海又は八代海の海域において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第二十二条 国は、有明海又は八代海の海域において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

(知識の普及)

第二十三条 国及び地方公共団体は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善を図るため、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務

大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(適用)

2 第八条から第十条までの規定は、平成十四年度の予算に係る国の補助金から適用し、平成十四年度までの予算に係る国の補助金で平成十四年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(見直し)

3 この法律は、この法律の施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況並びに有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

理由

有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域に

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案及び同報告書

おける水産資源の回復等による漁業の振興に關し実施すべき施策に關する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約二十億円の見込みである。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に關する法律案(古賀誠君外九名提出、第五百五十四回国会衆議案第二三三号)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生するため、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針及び県計画

(一) 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に關する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に關する基本方針を定めなければならぬものとする。

(二) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県(以下「関係県」という。)は、基本方針に基づき実施すべき施策に關する県計画を定めるものとする。

2 促進協議会

主務大臣、関係行政機関の長及び関係県の知事は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、その実施を促進するために必要な協議を行うため、促進協議会を組織することができるとする。

3 国の補助の割合の特例

県計画に基づいて平成十四年度から平成二十三年度までの各年度において関係県が行う一定の漁港漁場整備事業について、国の補助の割合の特例を設けるものとする。

4 地方債についての配慮等

県計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるための地方債について特別の配慮をすることともに、国は、県計画に基づいて行う漁業の振興のための事業等の実施に必要な資金の確保等の措置を講ずよう努めなければならないものとする。

5 その他の措置

下水道の整備、漂流物の除去、河川の流況の調整、森林の保全及び整備、水産動物の種苗の放流、調査研究の体制の整備、酸処理剤の適正な使用、自然災害の発生の防止、赤潮等による漁業被害等に係る支援、赤潮等による漁業被害者の救済、知識の普及等について規定すること。

6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するもの

とすること。

(二) 施行の日から五年以内に、この法律の施行の状況並びに有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に關する調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、有明海及び八代海を豊かな海として再生するための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、有明海及び八代海の海域の総合的な調査及び汚濁負荷量の総量の削減に資する措置等の実施、「有明海・八代海総合調査評価委員会」の設置等について修正する必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度約二十億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大島農林水産大臣より「特に異存はない。旨の意見が述べられた。右報告する。」

平成十四年十一月十二日

農林水産委員長 小平 忠正

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

(小文及び一は修正)

有明海及び八代海を再生するための特別措置に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、有明海及び八代海が、国民にとって貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに堪がみ、有明海及び八代海の再生に關する基本方針を定めるとともに、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に關し実施すべき施策に關する計画を策定し、その実施を促進する等特別の措置を講ずることにより、国民的資産である有明海及び八代海を豊かな海として再生することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「有明海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。

- 一 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
- 二 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
- 三 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
- 四 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

<p>2 この法律において「八代海」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。</p> <p>一 熊本県三角岳から中神島を経て三角灯台に至る直線</p> <p>二 熊本県大矢野岳から天草上島恵比須鼻に至る直線</p> <p>三 熊本県高松山三角点から染岳に至る直線</p> <p>四 熊本県天草下島台場ノ鼻から鹿児島県長島大崎に至る直線</p> <p>五 鹿児島県長島神崎鼻から鶴瀬鼻に至る直線</p> <p>3 この法律において「関係県」とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県をいう。</p> <p>4 この法律において「指定地域」とは、関係県の市町村の区域のうち、有明海及び八代海の海域の環境の保全若しくは改善又は当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を講ずべき地域で次条第一項の規定により指定されたものをいう。</p> <p>(地域の指定)</p> <p>第三条 指定地域は、主務大臣が、関係県の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。</p> <p>2 関係県は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。</p> <p>3 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。</p>	<p>4 前三項の規定は、指定地域の変更について準用する。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四条 主務大臣は、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する施策を推進するため、有明海及び八代海の再生に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する基本的な指針</p> <p>二 次条第一項の県計画の策定に関する基本的な事項</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係県の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係県に通知しなければならない。</p> <p>5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>(県計画)</p> <p>第五条 関係県は、基本方針に基づき、当該関係県の区域内の指定地域について、有明海及び八代海の海域の特性に応じた当該海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に実施すべき施策に関する計画(以下「県計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する方針</p> <p>二 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための次に掲げる事項</p> <p>イ 水質等の保全に関する事項</p> <p>ロ 干潟等の浄化機能の維持及び向上に関する事項</p> <p>ハ 河川における流況の調整及び土砂の適正な管理に関する事項</p> <p>ニ 河川、海岸、港湾及び漁港の整備に関する事項</p> <p>ホ 森林の機能の向上に関する事項</p> <p>ヘ 漁場の生産力の増進に関する事項</p> <p>ト 水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項</p>	<p>チ 有害動植物の駆除に関する事項</p> <p>三 前号に掲げる事項に係る次に掲げる事業の実施に関する事項</p> <p>イ 下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業</p> <p>ロ 海域の環境の保全及び改善に関する事業</p> <p>ハ 河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業</p> <p>ニ 漁場の保全及び整備に関する事業</p> <p>ホ 漁業関連施設の整備に関する事業</p> <p>四 有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興のための調査研究に関する事項</p> <p>3 関係県は、県計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村から意見を聴かなければならない。</p> <p>4 関係県は、県計画を定めようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>5 主務大臣は、前項の協議をするに当たっては、それぞれの県計画の調和が図られるよう配慮するものとする。</p> <p>6 主務大臣は、第四項の同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>7 関係県は、県計画を定めたときは、遅滞な</p>
--	--	---	--

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律案及び同報告書

く、これを公表するとともに、関係市町村に通
知しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、県計画の変更
について準用する。

(事業の実施)

第六条 県計画に基づく事業は、当該事業に関す
る法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従
い、国、地方公共団体その他の者が実施するも
のとする。

(促進協議会)

第七条 主務大臣、関係行政機関の長及び関係県
の知事(以下この条において「主務大臣等」とい
う。)は、それぞれの県計画の調和を図りつつ、
その実施を促進するために必要な協議を行うた
め、促進協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議(次項において
「会議」という。)は、主務大臣等又はその指名す
る職員をもって構成する。

3 会議において協議が調った事項については、
主務大臣等は、その協議の結果を尊重しなけれ
ばならない。

4 第二項に定めるもののほか、促進協議会の組
織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が
定める。

0.75 + 0.25 ×

0.46 - 当該県の財政力指数(財政力指数が0.46を
超えるときは0.46)
0.46 - すべての関係県のうち財政力指数が最
低の関係県の財政力指数

5 第一項の協議を行う場合において必要と認め
られるときは、関係市町村及び学識経験のある
者の意見を聴くものとする。

(国の補助の割合の特例)

第八条 県計画に基づいて平成十四年度から平成
二十三年度までの各年度において関係県が国か
ら補助金の交付を受けて行う漁港漁場整備法
(昭和二十五年法律第百三十七号)第四条に規定
する漁港漁場整備事業(同条第二号に掲げるも
のに限る。)のうち、有明海及び八代海の海域の
環境の保全及び改善を図るために行う事業で政
令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係
る経費に対する国の補助の割合は、他の法令の
規定にかかわらず、次条に定めるところにより
算定するものとする。

第九条 特定事業に係る経費に対する国の補助の
割合は、関係県ごとに当該特定事業に係る経費
に対する通常の国の補助の割合に次の式により
算定した数(小数点以下二位未満は、切り上げ
るものとする。第四項において「引上率」とい
う。)を乗じて算定するものとする。

10.1 × 調整率
2 前項の式において「調整率」とは、次の式によ
り算定した数値をいう。

3 前項の式において「財政力指数」とは、地方交
付税法(昭和二十五年法律第百三十一号)第十四
条の規定により算定した基準財政収入額を同法
第十一条の規定により算定した基準財政需要額
で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年
度に係るものを合算したものの三分の一の数値
をいう。

4 農林水産大臣は、引上率を算定し、関係県に
通知するものとする。

第十条 第八条の規定により特定事業に係る経費
に対して国が通常の補助の割合を超えて補助す
ることとなる額の交付に関し必要な事項は、政
令で定める。

(地方債についての配慮)

第十一条 地方公共団体が県計画を達成するため
に行う事業に要する経費に充てるために起こす
地方債については、法令の範囲内において、資
金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す
限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十二条 国は、県計画に基づいて行う漁業の振
興のための事業その他の事業の実施に関し、必
要な資金の確保その他の措置を講ずよう努め
なければならない。

(下水道の整備等)

第十三条 国及び地方公共団体は、指定地域にお
いて、下水道、浄化槽その他排水処理施設の整
備その他有明海及び八代海の海域の水質の保全
のために必要な措置を講ずよう努めなければ

ならない。

2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法
(昭和四十五年法律第百二十八号)第十四条の七
第一項の規定による生活排水対策重点地域の指
定その他の生活排水対策の実施を推進しなけれ
ばならない。

(漂流物の除去等)

第十四条 国及び地方公共団体は、有明海及び八
代海の海域等において、漂流物の除去その他広
域的な海域の環境の保全及び改善のために必要
な措置を講ずよう努めなければならない。

(河川の流況の調整)

第十五条 河川管理者(河川法(昭和三十九年法律
第百六十七号)第七条(同法第百条において準用
する場合を含む。))に規定する河川管理者をい
う。)及び同法第四十四条第一項に規定するダム
を設置する者は、有明海及び八代海の海域の環
境の保全及び改善を図るため、ダムの貯留水を
利用して、当該ダムの目的に支障のない範囲内
において、河川の流況の調整に努めなければな
らない。

(森林の保全及び整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、有明海及び八
代海の海域における水産動植物の生育環境の保
全及び改善を図るため、森林の保全及び整備に
努めなければならない。

(水産動物の種苗の放流等)

第十七条 国及び地方公共団体は、有明海及び八
代海の海域における水産動植物の増殖及び養殖

の推進を図るため、水産動物の種苗の放流、養殖漁場の改善等の措置を講ずるよう努めなければならない。

○実施及び(調査研究の)体制の整備等)

第十八条 国及び関係県は、有明海及び八代海の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、赤潮の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努めるとともに、総合的な調査研究の体制の整備、調査の実施及びその結果の公表、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置を講ずるものとする。

一 干潟と有明海及び八代海との関係に関する調査

二 潮流、潮位と有明海及び八代海との関係に関する調査

三 有明海及び八代海に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

四 有明海及び八代海に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

五 土砂の採取と有明海及び八代海との関係に関する調査

六 有明海及び八代海における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

七 有明海及び八代海との関係に関する調査

八 前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海との関係に関する調査

2 国及び関係県は、前項各号に掲げる調査の推進等を図るための総合的な調査研究の体制の整備、赤潮の防除技術の開発その他の有明海及び八代海との関係の保全及び改善並びに当該

海域における水産資源の回復等に係る研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成等の措置並びに有明海及び八代海に流入する水の汚濁負荷量の総量の削減に資する措置を講ずるものとする。

(酸処理剤の適正な使用等)

第十九条 有明海又は八代海において水産動植物の養殖の事業を営む者は、のりの品質の向上等のために使用する酸処理剤及び肥料の適正な使用等当該海域の環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

(自然災害の発生防止)

第二十条 国及び地方公共団体は、自然災害の発生を防止するため、指定地域における河川、海岸、港湾、漁港、森林等の整備を推進するよう努めなければならない。

(赤潮等による漁業被害等に係る支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、有明海又は八代海において赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、その経営に影響を受ける水産業者その他の関係事業者に対し、必要な資金の確保又はその融通のあっせんを努めるものとする。

(赤潮等による漁業被害者の救済)

第二十二条 国は、有明海又は八代海において赤潮等により著しい漁業被害が発生した場合においては、当該漁業被害を受けた漁業者の救済について必要な措置を講ずるよう配慮するものとする。

(知識の普及)

第二十三条 国及び地方公共団体は、有明海及び

八代海との関係の保全及び改善を図るため、指定地域の住民等に対し、当該海域の環境の保全及び改善に関する知識の普及を図るよう努めなければならない。

(有明海・八代海総合調査評価委員会)

第二十四条 環境省に、有明海・八代海総合調査評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第二十五条 委員会は、附則第三項の規定に基づいて行う見直しに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海との関係の保全及び改善に関する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

二 前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

(委員の任命)

第二十六条 委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関する十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

(政令への委任)

第二十七条 前三条に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(主務大臣)

第二十四条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第八条から第十条までの規定は、平成十四年度の予算に係る国の補助金から適用し、平成十

三年度までの予算に係る国の補助金で平成十四年度以降に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(見直し)

3 この法律は、この法律の施行の日から五年以内、この法律の施行の状況並びに有明海及び八代海との関係の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興に関する調査の結果を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(環境省設置法の一部改正)

4 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「公害健康被害補償不服審査会」を「公害健康被害補償不服審査委員会」に改める。

第九條の次に次の一条を加える。

(有明海・八代海総合調査評価委員会) 第九條の二 有明海・八代海総合調査評価委員会については、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に、「百十万六千円」を「百八万二千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

区 分	報 酬 月 額																					
	最高裁判所長官	最高裁判所判事	東京高等裁判所長官	その他の高等裁判所長官	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号								
判 事	二、二五五、〇〇〇円	一、六四六、〇〇〇円	一、五七六、〇〇〇円	一、四六〇、〇〇〇円	一、三二七、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	七二三、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六五、四〇〇円	四二七、八〇〇円	三九八、一〇〇円	三七二、四〇〇円	三四六、三〇〇円	三二八、一〇〇円	三〇六、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二五九、一〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事

十一号	二四三、七〇〇円
十一号	二三四、六〇〇円
一号	九一七、〇〇〇円
二号	七九三、〇〇〇円
三号	七二三、〇〇〇円
四号	六四四、〇〇〇円
五号	四八四、七〇〇円
六号	四六五、四〇〇円
七号	四二七、八〇〇円
八号	三九八、一〇〇円
九号	三七二、四〇〇円
十号	三四六、三〇〇円
十一号	三二八、一〇〇円
十二号	三〇六、九〇〇円
十三号	二九五、五〇〇円
十四号	二六八、七〇〇円
十五号	二五九、一〇〇円
十六号	二四三、七〇〇円
十七号	二三四、六〇〇円

附 則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官について、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給

附則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官について、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の減額におおむね準じ、その他の検察官の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の減額に準じて、それぞれこれを減額するものとする。

2 俸給月額の改定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するものとする。

議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十四年十一月十三日

法務委員長代理 理事 佐藤 剛男
衆議院議長 綿貫 民輔殿

公職選挙法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年十月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百四)の一部を次のように改正する。

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を」第二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

第二十一条第一項中「当該市町村の住民票を

「登録市町村等当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の住民票」に、「市町村から当該市町村を」市町村から登録市町村等に、「当該市町村の住民基本台帳」を「登録市町村等の住民基本台帳」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

第二百一条の十四第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については」各選挙につきに改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第二十一条の規定は、新法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該

登録に係る基準日(選挙人名簿に登録される資格の決定の基準となる日をいう。以下この項において同じ。)がこの法律の施行の日以後であるものについて適用し、同条の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の前日であるものについては、なお従前の例による。

2 新法第二百一条の十四の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

理由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件について、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算することとするともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターで、当該選挙の候補者の氏名等が記載されているものについて、他の選挙と同様の規制を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 市町村の廃置分合に伴う選挙権に係る住所要件の特例

(一) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する三箇月の住所要件については、廃置分合により消滅した市町村に住所を有した期間を通算するものとする。

(二) 選挙人名簿の登録要件である住民基本台帳への三箇月の登録期間については、廃置分合により消滅した市町村の住民基本台帳に登録されていた期間を通算するものとする。

2 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去

市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙については、当該選挙の期日の告示の前に政党その他の政治活動を行う団体が

その政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区(選挙区がないときには、選挙の行われる区域)において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

(二) この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第二十一条の規定は、新法第二十二條の規定による選挙人名簿の登録で当該登録に係る基準日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用するものとする。

(三) 新法第二百一十四條の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、市町村の廃置分合に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権に関する住所要件について特例を定めるとともに、市の議会の議員並びに町村の議会の議員及び長の選挙において、その選挙の期日の告示の前に掲示された

政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターについて、他の選挙と同様の規制を行おうとするもので、その措置を妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年十一月十三日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 高橋 一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

国会に提出する。

平成十四年十月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律 (選挙期日)

第一条 平成十五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四條の二第二項又は第三項

(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三條第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成十五年四月十三日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十七日とする。

2 平成十五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては平成十五年一月十二日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十六日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四條の二第二項(同条第四項におい

て準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四條の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第一百七七條の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成

十五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三條第二項又は第三十四條第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。
(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三條第五項及び第三十四條第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙 平成十五年三月二十七日
 - 二 指定都市の長の選挙 平成十五年三月三十日
 - 三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成十五年四月四日
 - 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成十五年四月二十日
 - 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成十五年四月二十二日
- (同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)
- 第三条 公職選挙法第三十四條の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成十五年三月一日か

ら同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。
(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法百十九條第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法百十九條第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律百四十七号)第十四條第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。
(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成十五年四月十三日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十七日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三條の二第二項(同条第七項の規定により変更して適用する

こととされる場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八條第一項第二号(同法第四十六條の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)、第八十六條第九項第三号、第八十六條の二第七項第二号及び第八十六條の四第九項の規定の適用については、同法第八十七條第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。
(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法百九十九條の二及び百九十九條の五の規定を適用する場合には、同法百九十九條の二第一項に規定する期間及び同法百九十九條の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成十五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成十五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日までの間に当該市区町村の長の任

平成十四年十一月十四日 衆議院会議録第十号

期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十六日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。

2 前項第二号に係る部分に限る。(一)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十六日」とあるのは、「同年一月十一日」と読み替えるものとする。

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要とされる事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一しようとするものである。

2 平成十五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とすることができるものとする。

3 地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了以外の選挙を行うべき事由が生じた場合であつて、一定の条件に該当するときは、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とすること。

ので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成十五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合又は公職選挙法第三十四条の二の規定(以下「九十日特例の規定」という。)により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

選挙の期日	告示の日
平成十五年四月十三日	同年三月二十七日
同年四月十三日	同年三月三十日
同年四月十三日	同年四月四日
同年四月二十七日	同年四月二十日
同年四月二十七日	同年四月二十二日

4 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期が共に平成十五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

5 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

6 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成十五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情にかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と経費の節減を図るため、これらの選挙の期日を統一しようとするもので、その措置を妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年十一月十三日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 高橋 一郎

衆議院議長 綿貫 民輔殿

知的財産基本法案

右

国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

目次

- 第一章 総則(第一条―第十一条)
- 第二章 基本的施策(第十二条―第二十一条)
- 第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(第二十二―第二十三条)
- 第四章 知的財産戦略本部(第二十四条―第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は説明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権そ

の他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。)、大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。)であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造)

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に発揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済

社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に発揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現するとともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もつて国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらし、もつて我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前二条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六條 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七條 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものを策定し、並びにこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八條 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることがで

きるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇の確保に努めるものとする。
(連携の強化)

第九條 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。
(競争促進への配慮)

第十條 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。
(法制上の措置等)

第十一條 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十二條 国は、大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法(平成七年法律第百三十号)第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)
第十三條 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究成果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る登録その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。
(権利の付与の迅速化等)

第十四條 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

第十五條 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。
(権利侵害への措置等)

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
(訴訟手続の充実及び迅速化等)
第十六條 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。
2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(本邦法人等)という。次条において同じ。)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各国政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていない国又は地域において、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができ環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)
第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新

たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者が参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。
(情報の提供)

第二十条 国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるように必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)
第二十一条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十二条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に
関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下「推進計画」という)を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に關する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項
3 推進計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 知的財産戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に關する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第四章 知的財産戦略本部
(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に關する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)
第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもって組織する。

(知的財産戦略本部長)
第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(知的財産戦略副本部長)
第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(知的財産戦略本部員)
第二十九条 本部に、知的財産戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 本部長及び副本部長以外のすべての國務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)
第三十一条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
(主任の大臣)
第三十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)
第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本的理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、その推進に必要な体制を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

知的財産基本法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、知的財産の創造、保護及び活用に関する事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進するための措置を講

じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創作的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定める。

2 基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべき旨を規定する。

3 基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定する。

4 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、原則として施策の具体的な目標及び達成の時期を付すべきこと等所要の事項を規定する。

5 内閣に知的財産戦略本部を設置し、内閣総理大臣を本部長とするなど組織、所掌事務等を規定する。

6 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、この法律の施行

後三年以内に法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 議案の可決理由

本法案は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年十一月十三日

経済産業委員長 村田 吉隆

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

知的財産基本法案に対する附帯決議

政府は、世界経済のグローバル化が加速度的に進展し、市場競争が激化している中で、我が国産業の空洞化を防ぎ、国際競争力を強化していく上で、知的財産の創造・保護・活用を促進していくことが喫緊の課題であり、早急に国家戦略としての取り組みを必要としていることにかんがみ、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 「知的財産立国」実現に向けた知的財産戦略を

具体化する推進計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される知的財産戦略本部がその実現に向けた諸施策を政府として一体的かつ集中的に推進できるよう体制整備を行うこと。

この場合において、知的財産関連産業の健全な発展を図るため、その育成及び振興に努めること。

二 特許権等の迅速かつ的確な権利付与の必要性については、これまでも本委員会において指摘してきたところであるが、事業活動のタイムリシグを逃さない権利付与が実現できるよう、なお一層の迅速化に向けて特許審査官等の増員及び外部人材の活用を含めた審査体制の整備強化に最大限努めること。

三 知的財産の迅速かつ的確な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化や今後の動向を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続きの充実を図るとともに、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した迅速かつ的確な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。

四 海外における知的財産権の侵害によって我が国産業が甚大な損害を被っている現状にかんがみ、政府機関と民間企業等が一体となって、模倣品や海賊版製造国等に対する直接又は、国際

機関等を通じた働きかけを行うなど、積極的な取り組みを推進すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年十一月十四日

提出者

議院運営委員長 大野 功統

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中の「規定により期末手当を受ける職員」を「第一条第一号から第十六号までに掲げる者」に改める。

附則第九項中「第一条に規定する額」を「それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額」に改める。

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を次のように改正する。

法律の一部を次のように改正する。

第十一条の三中「二月十六日から二月末日までの間、及び三月一日」を削る。

第十一条の四中「三月二日から五月十五日までの間、を削り、「二月十五日」を「五月十五日」に改め、「三月二日」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

理由

特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とするともに、現行の歳費月額削減措置を継続するため、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十四年十一月十四日

提出者

議院運営委員長 大野 功統

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律

(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三七二、五〇〇円
	二	三九三、三〇〇円
二	一	四五五、八〇〇円
	二	四六七、五〇〇円
	三	四七九、二〇〇円
	四	四九〇、八〇〇円
	五	五〇二、五〇〇円
	六	五一四、二〇〇円
	七	五二五、九〇〇円
三	一	五六一、一〇〇円
	二	五七三、九〇〇円
	三	五八二、四〇〇円
	四	五九〇、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二七九、六〇〇円
	二	二九〇、一〇〇円
二	一	三三〇、七〇〇円
	二	三三九、二〇〇円
	三	三四七、七〇〇円
	四	三五六、二〇〇円
	五	三六四、七〇〇円
三	一	三九五、七〇〇円
	二	四〇五、一〇〇円
	三	四一四、五〇〇円
	四	四二三、九〇〇円
	五	四三〇、二〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「三月一日」を削り、同条

第四項中「三月二日から五月十五日までの間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」に改め、「三月一日」を削る。

第十五条第二項中「(十二月一日に係る勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合に十二分の十一を乗じて得た割合)を削り、同項第一号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同項第一号中「百分の四十八」を「百分の五十六」に改め、同項第三号中「百分の三十六」を「百分の四十二」に改め、同項第四号中「百分の十八」を「百分の二十一」に改める。

第十六条第一項中「二月十六日から二月末日までの間、及び「三月一日」を削り、同条第二項中「三月二日」、「二月十五日、及び「三月一日」を削る。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
(平成十四年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)
2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十四年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定の例による。

理由
一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三、七、八号の発送は都合により後日
となるため、第十号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五—八四四五
二番	東京都港区虎ノ門二丁目
四番	港区虎ノ門二丁目
号	目
財務省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部
(配本送料)	〇〇五円
料別	